＊国土交通省「令和元年度環境・ストック活用推進事業(うち、普及・広報に関する事業)
クリーンウッド法の普及・広報事業」により作成

クリーンウッド法に基づく
登録木材関連事業者(建築・建設関連)
へのアンケート調査結果

令和２年３月

公益財団法人 日本住宅・木材技術センター

目　次

１　アンケート調査について　・・・・・　2

２　調査結果の概要と現状の課題等　・・・・・　3

３　アンケート調査結果
（１）回答者の属性について　・・・・・　6
（２）登録のメリットについて　・・・・・　10
（３）登録に係る事務負担等について　・・・・・　22
（４）自由意見　・・・・・　33

【参考】
・アンケート調査のお願い　・・・・・　36
・アンケート調査票　・・・・・　37

1　アンケート調査について

（１）目的

クリーンウッド法に基づく事業者登録制度や登録手続きに関する課題、問題点及び改善提案などについて、既に登録を行った建築・建設関連事業者を対象にアンケート調査を行い、現状の課題等を取りまとめる。

（２）調査対象・方法等

調査対象者は、令和元年 11 月頃までに事業者登録をした建築又は建設の事業を行っている 94 の登録木材関連事業者とした。調査方法は、登録を行ったそれぞれの登録実施機関から、メールでアンケート調査票を配布し、(公財)日本住宅・木材技術センターの担当者あてのメールまたは FAX にて回収を行った。

調査実施期間は、令和元年 12 月～1 月中旬とした。

（３）アンケート調査票

アンケート調査の依頼文書及び調査票は、巻末の参考に掲載しているとおりである。

（４）調査票の回収状況

調査票の回収は 38 事業者であり、回収率は 40.4％となった。

２　調査結果の概要と現状の課題等

（１）回答者の属性

○主な事業内容（Q1-2）としては、38 事業者のうち「ハウスメーカー・工務店」が 18 事業者(47.4%)、「ゼネコン・建設事業者」が 7 事業者(18.4%)、「木材・建材商社」が 7 事業者(18.4%)、「その他」が 6 事業者(15.8%)、「建材・設備メーカー」が 3 事業者(7.9%)となった。

○事業規模（Q1-3）については、前年度の売上高が「2～5 億円未満」と「10～50 億円未満」がそれぞれ 8 事業者(21.0%)と最も多く、続いて、「50～100 億円未満」が 5 事業者(13.2%)、「1 千億円～」が 4 事業者(10.5%)がとなり、他の事業規模については、2～3 事業者(5.3～7.9%)となっている。

（２）登録のメリット

○登録した契機、目的（Q2-1）については、38 事業者のうち「合法伐採木材等の利用に努めていることを社会的責任(CSR)や SDG s の取り組みの一環として対外的にアピールできるため」を 24 事業者(63.2%)、次に、「合法伐採木材等の利用に努めていることを消費者にアピールし、他社との差別化を図るため」を 18 事業者(47.4%)が選択をした。

○しかし、得ることができた登録前に想定したメリット（Q2-3）では、回答した事業者が 20 事業者と少なかった上に、「合法伐採木材等の利用に努めていることを社会的責任(CSR)や SDG s の取り組みの一環として対外的にアピールできるため」を選択したのが 24 事業者であったことに対し、登録後に当該メリットが得られたとの回答は 8 事業者(21.1%)に、「合法伐採木材等の利用に努めていることを消費者にアピールし、他社との差別化を図るため」を選択したのが 18 事業者であったことに対し、登録後に当該メリットが得られたとの回答は 4 事業者(10.5%)に止まった。

課題等　登録した建築・建設関連の事業者の半数以上が、登録の目的等として、CSR や SDGs の取り組みの一環と位置付けられことやそのことを消費者にアピールすることによる差別化を選択したことは、本法律の趣旨がある程度浸透していることを示しているものの、実際には、登録後にその様なメリットが得られていないことが明らかとなった。

○どのような状況になれば、コストに見合ったメリットを得ることができるか（Q2-5）との問いについては、「木材等の最終消費者(国民)に対して、クリーンウッド法の趣旨が十分に周知をされている。」を 10 事業者(26.3%)、「クリーンウッド法の認知度が向上し、登録木材関連事業者であることが社会的に評価されるようになる。」を 25 事業者(65.8%)、「合法伐採木材利用と森林保全等の関係を消費者向けに説明できるようになる。」を 14 事業者

(36.8%)が選択した。また、「現状において十分なメリットが得られている」と回答した事業者はいなかった。

課題等 登録をした建築・建設事業者にとって、事務負担などのコストに見合ったメリットを得ることができる状況にするためには、直接接する機会の多い施主等の最終消費者に対するクリーンウッド法の認知度が向上し、社会的に評価される必要がある。そのためには、最終消費者(国民)にクリーンウッド法の趣旨や森林保全等の関係などをどのように方法で伝えて行くかが課題となる。

なお、本事業により制作した、施主等の消費者向けのリーフレット「ご存知ですかクリーンウッド法」は、その一例となることが期待される。

○登録木材関連事業者という名称の使用(Q2-7)については、「自社のＨＰに記載している」が 11 事業者(28.9%)、「営業所や展示場等のお客様が訪れる部屋などに掲示している」が 8 事業者(21.1%)、「ＰＲ用リーフレットやパンフレット等に記載している」が 4 事業者(10.5%)、「社員や役員の名刺に記載している}が 1 事業者 (2.6%) となった。

なお、「その他」を選択した事業者が 12(31.6%)と最も多かったものの、その内容には、自社ブログに紹介、ＨＰに掲載予定などの記載もあった。

課題等 登録木材関連事業者という名称の使用は、本法律に位置付けられた事業者にとっての具体的なメリットであることから、今後、建築・建設関連以外の事業者の使用実態の把握も必要と考えられる。

（３）登録に係る事務負担等について

○登録までの事務負担が大きいと感じているもの (Q3-1) については、38 事業者のうち「申請書類の作成」が最も多く、6 割近くの 21 事業者(55.3%)が選択した。次に、「担当者の設置等の体制整備」を 12 事業者(31.6%)が選択した。

課題等 申請書類の作成については、事務負担になっているところを明確化しつつ、簡略化が可能かどうかを検討することが課題となる。

○登録後の事務負担が大きいと感じているもの (Q3-2) としては、38 事業者のうち「取引書類の整理、取引の記録、保管」を選択した事業者が最も多く 20 事業者(52.6%)、続いて「年度報告」が 14 事業者 (36.8 %)、「合法性の確認」が 8 事業者(21.1%)となっている。

課題等 取引書類の整理、記録、保管による事務負担については、時機を見て実態把

握を行うことが必要と考えられる。なお、年度報告については、経験していない事業者が多いため、懸念していると考えられる。

○合法性を確認できる木材の割合（Q3-4）としては、38 事業者のうち「8 割以上」が最も多く 19 事業者(50.0%)が選択し、続いて「2 割未満」及び「6～8 割」をそれぞれ 5 事業者(13.2%)が選択した。

課題等 川上の事業者におけるクリーンウッド法に基づく事業者登録が増加するにつれて、合法性を確認できる木材の割合は増加するものと期待できる。

○合法性の主な確認根拠（Q3-5）については、38 事業者のうち「森林・林業・木材産業関連団体の認定」を 24 事業者(63.2%)、続いて、「都道府県の森林・木材の認証等」を 21 事業者(55.3%)、「森林(CoC)認証」を 10 事業者(26.3%)がそれぞれ選択した。

課題等 今後は、登録事業者数が増加することにより、確認根拠にクリーンウッド法に基づく事業者登録が加わることを期待したい。

（４）自由意見

主な自由意見としては、クリーンウッド法について、①最終消費者、工務店、官公庁(特に市町村の営繕等)等に幅広く普及すべき、②合法伐採木材に係る制度を一元化すべき、③登録に係る事務の簡素化等の記載があった。

課題等 ②のように法制度に関わる意見も見られることから、クリーンウッド法の附則にある施行後 5 年目を目途に行う、法律の施行状況の検討の際に参考にして頂ければ幸いである。

３　アンケート調査結果

（１）登回答者の属性について

Q1-2) 貴社の主な事業（建築・建設関連）の内容について、当てはまる番号を選んで下さい。（複数回答）

回答のあった事業者のうち、主な事業（建築・建設関連）としては「1. ハウスメーカー・工務店」が 18 事業者（47. 4%）、「2. ゼネンコン・建築事業者」が 7 事業者（18. 4%）、「4. 木材・建材商社」が 7 事業者（18. 4%）、「7. その他」が 6 事業者（15. 8%）、「5. 建材・設備メーカー」が 3 事業者（7. 9%）、「6. 不動産・デベロッパー」が 1 事業者（2. 6%）となった。

「7. その他」の内容としては、「建築士」、「木工事、木材、建材販売等」、「木材市場」、「プレカット業者」、「（木材）小売販売業」、「木材小売業」が記載されていた。

Q2-1 事業内容

1.ハウスメーカー・工務店	2.ゼネコン・建設事業者	3.設備工事、外構工事等の建設事業者	4.木材・建材商社	5.建材・設備メーカー	6.不動産・デベロッパー	7. その他	事業者数
18	7	0	7	3	1	6	38
47.4%	18.4%	0	18.4%	7.9%	2.6%	15.8%	－

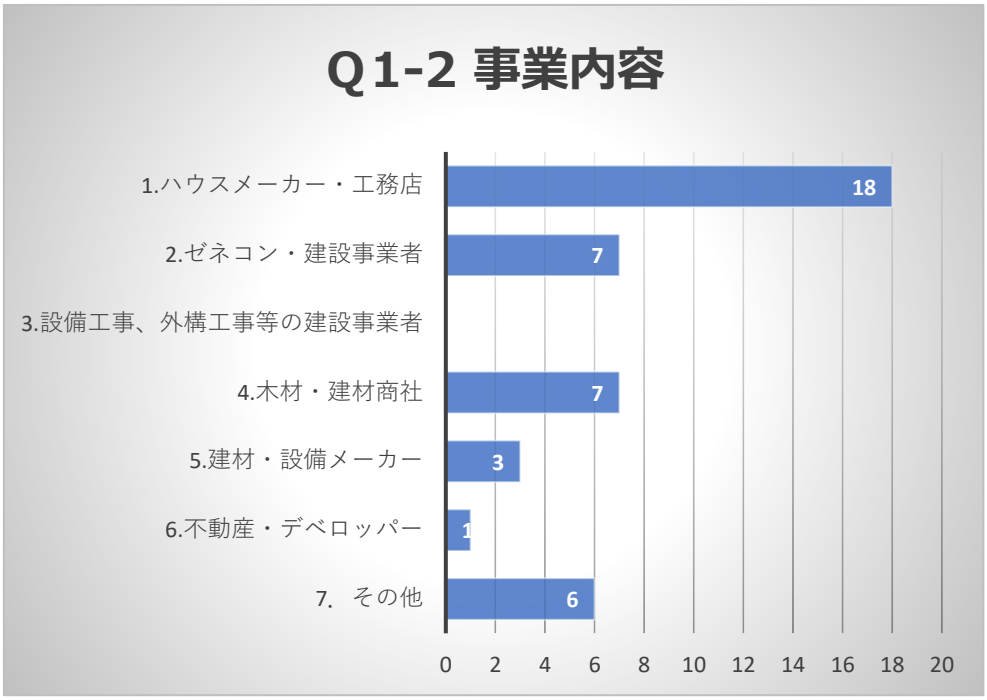

Q1-3）貴社の上記事業の事業規模（平成 30 年度売上高（海外事業を除く））について、当てはまる番号を選んで下さい。

事業者の事業規模については、「2～5 億円未満」と「10～50 億円未満」がそれぞれ 8 事業者(21.0%)と最も多く、続いて、「50～100 億円未満」が 5 事業者(13.2%)、「1 千億円～」が 4 事業者(10.5%)がとなり、他の事業規模については、2～3 事業者(5.3～7.9%)となっている。

Q1-3 事業規模

0 円	5 千万円未満	0.5～1 億円	1 ～ 2 億円未満	2 ～ 5 億円未満	5 ～ 10 億円未満	10～50 億円	50 ～ 100 億円	100～1 千億円	1 千億円～	合計
0	2	3	3	8	2	8	5	3	4	38
0.0%	5.3%	7.9%	7.9%	21.0%	5.3%	21.0%	13.2%	7.9%	10.5%	100.0%

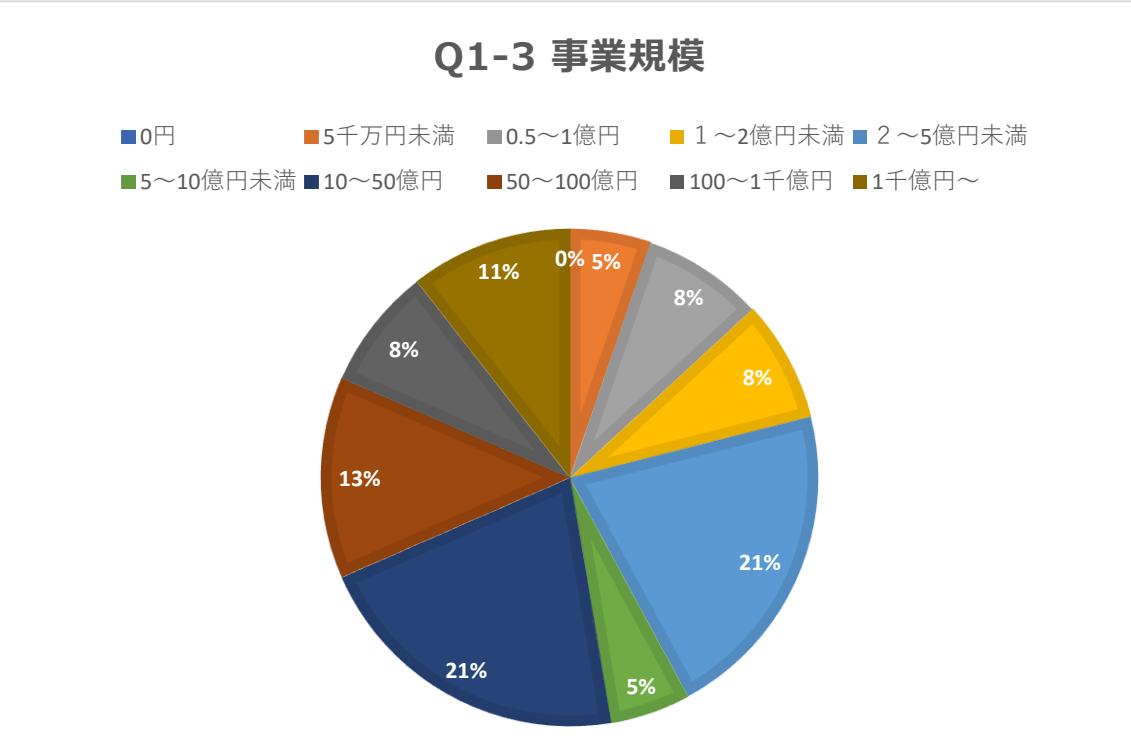

Q1-4）事貴社の建築・建設関連の事業所（本店、支店、営業所、作業所等（海外事業に係るものを除く））数について、当てはまる番号を選んで下さい。

事業所等の数については、32 事業者(84.2%) が「1～9」と回答し、「100 以上」が 4 事業者(10.5%)、「30～49」及び未回答がそれぞれ 1 事業者(2.6%)となっている。

Q1-4 事業所等数

1～9	10～29	30～49	50～99	100 以上	未回答	合計
32	0	1	0	4	1	38
84.2%	0.0%	2.6%	0.0%	10.5%	2.6%	100.0%

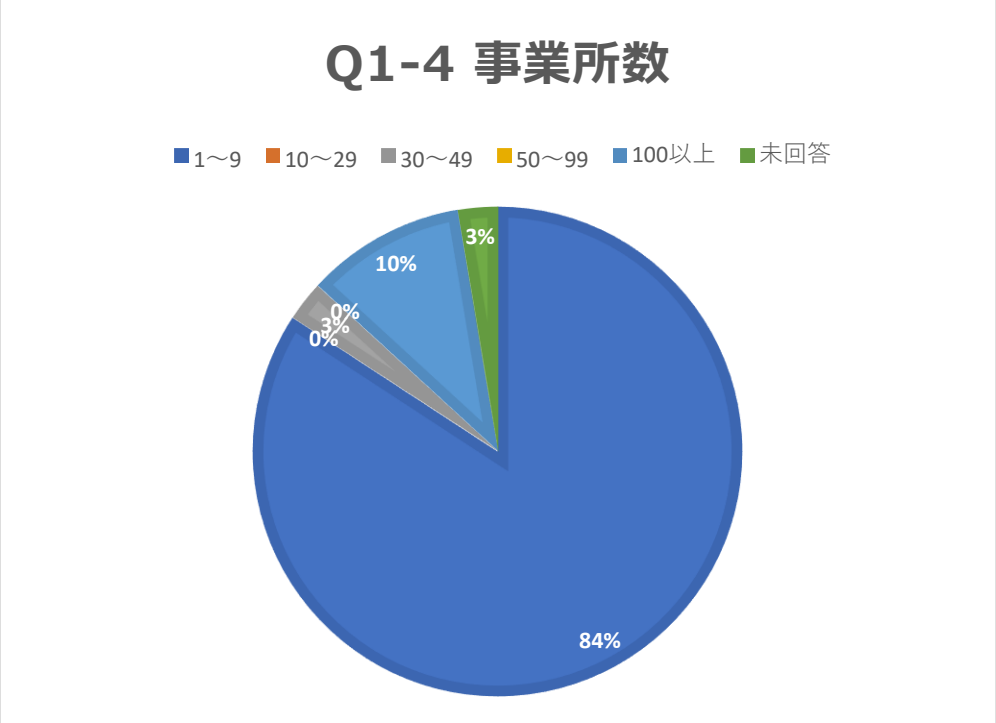

Q1-5）貴社の所属団体について、当てはまる全ての番号を選んで下さい。（複数回答）

回答者の所属団体は、「その他」が最も多く 15 事業者(39.5%)となり、次に、「日本木造住宅産業協会(木住協)」が 7 事業者(18.4%)、「JBN・全国工務店協会」が 6 事業者(15.8%)となっている。

最も多い「その他」には、豊橋木材商工協同組合、(一社)埼玉県木材協会、(一社)全国木造住宅機械プレカット協会他、(一社)宮崎県建築業協会、日本木材保存協会、富山県木材組合連合会、富山県建設業協会、全国宅地建物取引業協会連合会、全国木材市場連盟他木材関連団体、(一社)日本在来工法住宅協会、(一社)空知建設業協会、全国木材組合連合会、栃木県木材業協同組合連合会が記載されていた。

Q1-5 所属団体

1.住団連	2.プレ協	3.木住協	4.ツーバイ協	5.全住協	6.輸入協	7.リビング	8.全建連	9.JBN	10.全建総連	11.日建連	12.その他	未回答	事業者数
3	3	7	1	1	0	1	0	6	1	2	15	7	38
7.9%	7.9%	18.4%	2.6%	2.6%	0.0%	2.6%	0.0%	15.8%	2.6%	5.3%	39.5%	18.4%	-

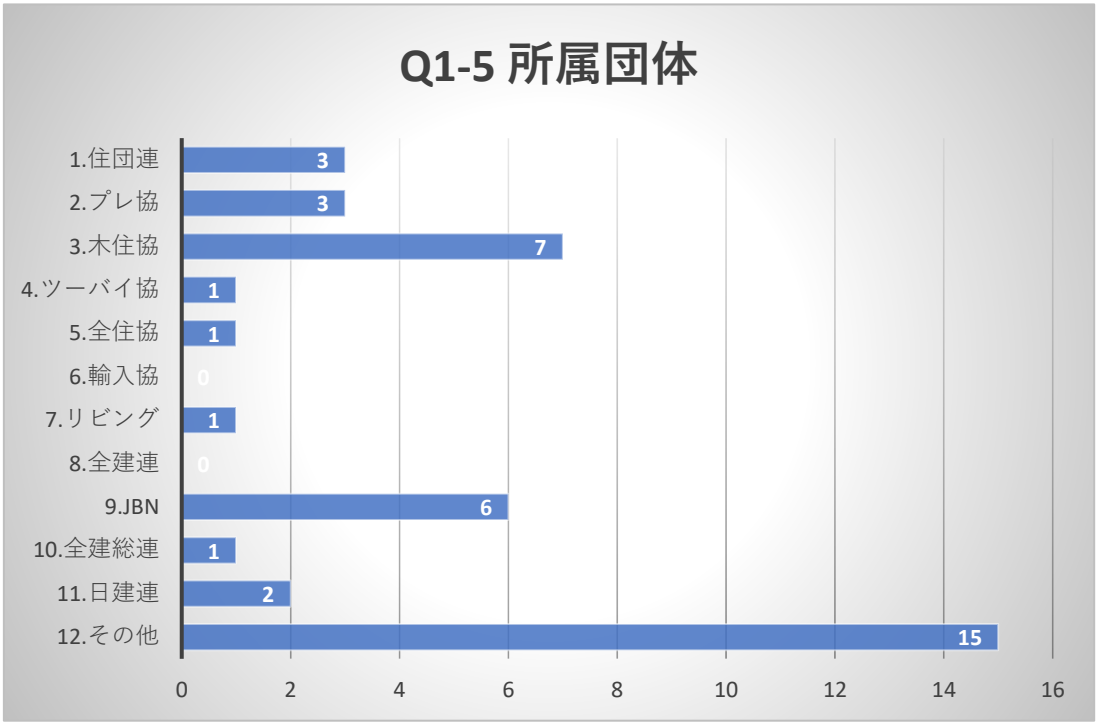

（２）登録のメリットについて

Q2-1）事業者登録をした契機、目的について、当てはまる全ての番号を選んでください。(複数回答)

回答のあった事業者のうち、最も多かったのは、「1. 合法伐採木材等の利用に努めていることを社会的責任(CSR)や SDG s の取り組みの一環として対外的にアピールできるため」が 24 事業者(63.2%)であり、次に多かったのは、「2.合法伐採木材等の利用に努めていることを消費者にアピールし、他社との差別化を図るため」が 18 事業者(47.4%)となっている。また、3 番目には、「5. 登録が国の補助事業の採択要件となっているため」が 13 事業者(34.2%)となっている。

また、「6.その他」を選択した 3 事業者は、それぞれ「本法律が、従来からの自社の取組みと同じ趣旨であった。」、「木材市場として地域の木材産業(へ)の影響力を自負しており、メリットの有無にかかわらず、こうした取組みには率先して参画して参ります。」、「グループ企業が林業を行っているため。」と記載されていた。

Q2-1 登録の契機、目的

1. SDGs 等	2. 差別化	3. 顧客要求	4. 仕入れ先要求	5. 補助事業の要件	6. その他	未回答	事業者数
24	18	2	1	13	3	1	38
63.2%	47.4%	5.3%	2.6%	34.2%	7.9%	2.6%	－

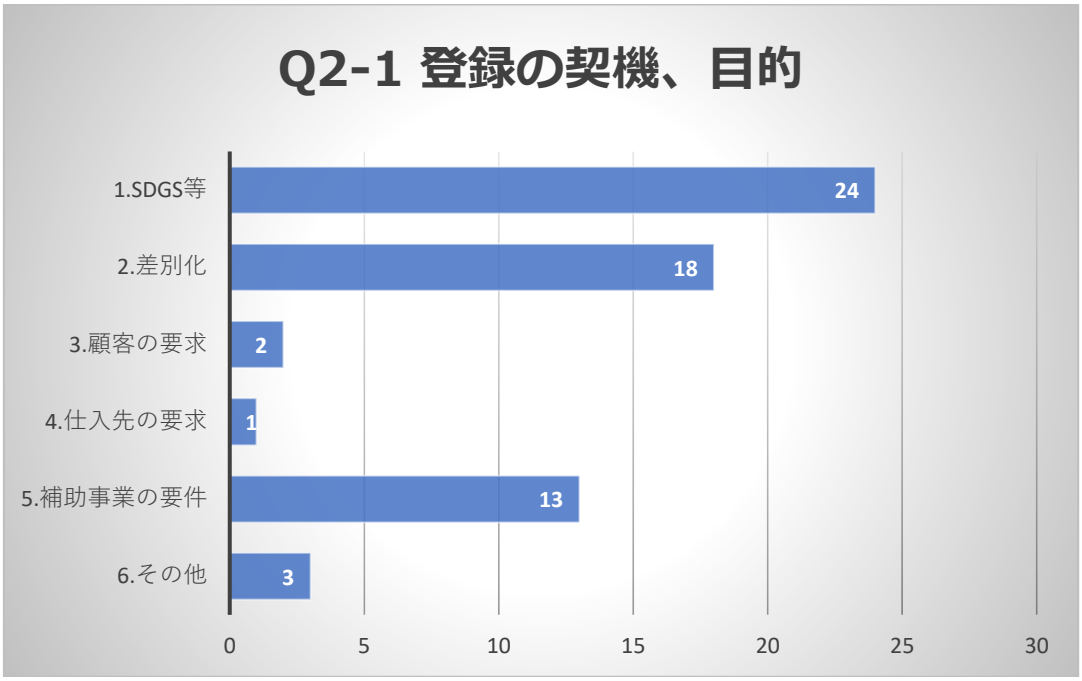

次に、Q1-2 の登録事業者の主な事業別に登録の契機、目的を見ても、全体の傾向と同様な傾向となっていて、主な事業別に大きな違いはない。ただし、「4.木材・建材商社」についてのみ、「3.建築主、発注者等の顧客から求められたため」を 2 事業者(33.3%)、「4.木材供給事業者等の仕入れ先から求められたため」を 1 事業者(16.7%)が選択しているという特徴がある。

○主な事業別にみた登録の契機、目的

	1.SDGs 等	2.差別化	3.顧客要求	4.仕入れ先要求	5.補助事業の要件	6.その他	未回答	合計
1.ハウスメーカー・工務店等	8	6	0	0	5	1	1	15
	53.3%	40.0%	0.0%	0.0%	33.3%	6.7%	6.7%	100.0%
1.ハウスメーカー・工務店等 2.ゼネコン・建設事業 4.木材・建材商社	1	0	0	0	1	0	0	1
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%		100.0%
1.ハウスメーカー・工務店 6.不動産・デベロッパー7.その他	1	0	0	0	1	1	0	1
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%
1.ハウスメーカー・工務店 5.建材・設備メーカー	1	1	0	0	0	0	0	1
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
2.ゼネコン・建設事業	4	4	0	0	2	0	0	6
	66.7%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
4.木材・建材商社	4	3	2	1	2	0	0	6
	66.7%	50.0%	33.3%	16.7%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
5.建材・設備メーカー	2	0	0	0	0	0	0	2
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
7.その他	3	4	0	0	2	1		6
	50.0%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	16.7%	0	100.0%
総計	24	18	2	1	13	3	1	38

Q2-2）上記の回答に補足事項があればご記入ください。

①環境面
・当社が、取り組んでいます循環型木材の取り組みの一環としてのプロセスアプローチ・パフォーマンス評価が整合します。
・低炭素社会、水資源、地球温暖化の抑制等に貢献できる。

②営業上の差別化
・事業者登録をしている事が世の中のスタンダードになる事も想定して、2 とは逆に持っていない事で営業の機会を逸しない様にするため。
・取り組みを対外的にアピールしたいわけではなく、企業存続のためには取り組まなければならないことだと考えている。
・グループで川上～川下までの流通を行っており、合法木材への取り組み強化を目的としたため
・木材部から要請がありました。

③その他
・外構部の木質化対策支援事業

登録をした契機、目的の補足事項の記載内容については、地球や地域の環境等への貢献、登録が一般化した時に営業の機会を逃さないため、グループで合法木材への取り組み強化、木材を扱う部署からの要請、補助事業の採択要件となっていることなどである。

Q2-3） 実際に登録をして、登録前に想定していたメリットが得られた場合には、そのメリットについて、上記 2-1 の番号のうちから当てはまる全ての番号とその具体的な内容を記載してください。（複数回答）

登録前に想定していたメリットのうち得ることができたメリットとしては、回答数が 20 事業者と少ない上に、「1. 合法伐採木材等の利用に努めていることを社会的責任（CSR）や SDG s の取り組みの一環として対外的アピールできるため」が 8 事業者（21.1%）、「2. 合法伐採木材等の利用に努めていることを消費者にアピールし、他社との差別化を図るため」が 4 事業者（10.5%）、併せて 12 事業者（31.6%）となった。

一方、Q2-1 の回答では、前述した選択肢に続き 3 番目に多かった「5. 登録が国の補助事業の採択要件となっているため」が、最も多く 9 事業者（23.7%）となった。

1. SDGs 等	2. 差別化	3. 顧客要求	4. 仕入れ先要求	5. 補助事業の要件	6. その他	未回答	事業者数
8	4	0	0	9	1	18	38
21.1%	10.5%	0.0%	0.0%	23.7%	2.6%	47.4%	-

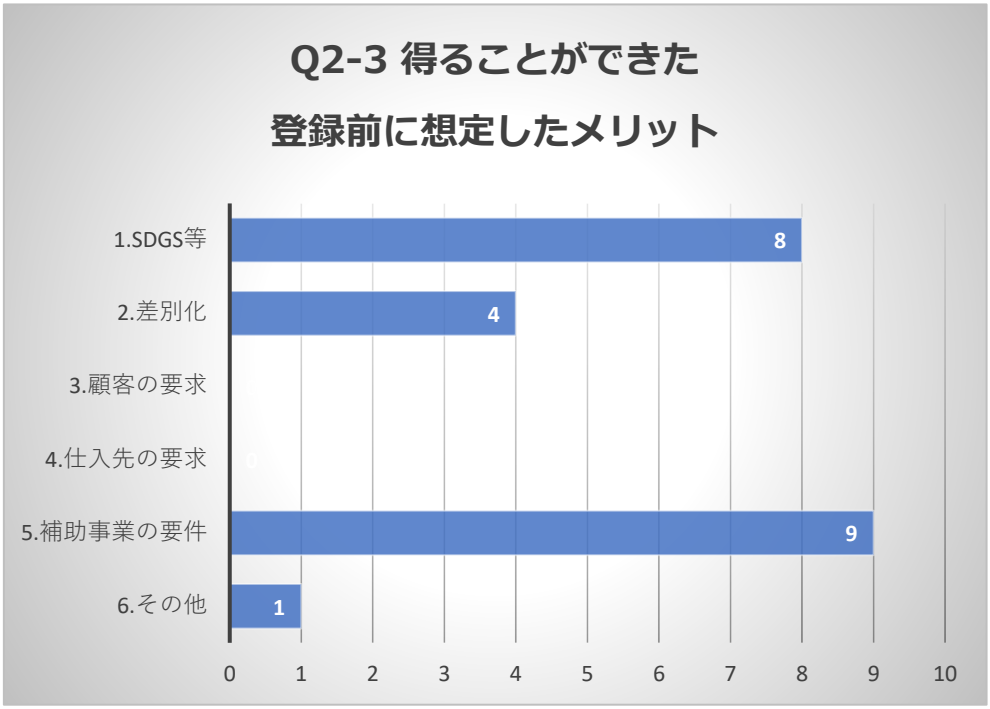

Q2-3)の具体的内容

①1.SDGs 等を選択した事業者
・森林組合と連携がとても進んだ。
・弊社社長方針と SDGs が求める目標が一致し、社員への社会的貢献目標の明確化が図れた。
・特にまだメリットについては考えていませんが、登録証を社内に掲示し合法木材登録事業者をアピールしております。
・事業者登録をしたことは国産材を取り扱う会社としては、対外的にアピールができます。
・まだ明確にメリットを得られているわけではないが、地道な取り組みが社会に認められると信じている。

②2.差別化を選択した事業者
・登録事業者であることを PR に活用しています。

③5.補助事業の要件を選択した事業者
・外構部の木質化対策支援事業
・登録事業者だと、外構実証事業の助成金額が上がった。
・外構部の木質化(木柵、木柵等)の支援事業での利用。
・支援金が 1m 当たり 3 万円から、4 万円或いは 5 万円に設定が可能になった。
・外柵工事
・実際に補助金が交付された。
・外構部の木質化支援事業で受注
・入札要件に加点された一部入札物件について落札したので、メリットがあったと考えている。
・JAS 構造材利用拡大事業　外構部の木質化補助事業にて、外構施工・納品を受注した。

④その他(及び番号未選択の事業者)
・ＣＷ法以外に様々な合法木材の定義(ＦＳＣや自治体認証など)があるため、現段階で直接的なメリットは得られていない。
・まだ想定していたメリットは享受していません。

「1.」の選択の中で特徴的なものとしては、「森林組合と連携がとても進んだ。」、「社員への社会的貢献目標の明確化が図れた。」などがあったものの、「5.」の選択について

は、受注や補助金を受けたことの実利的な記載が記載した 16 事業者のうち 9 事業者(56.3%)を占めた。

Q2-4) 実際に登録をして、登録前に想定していなかったメリットが得られた場合は、そのメリットについて記載してください。

①SDGs 等
・お客様に感心して頂けたこと。
・SDGs 等 CSR に関する取り組み内容を公的(第三者的)に証明するものでもある。

②補助金等
・「木の塀」の補助事業で、建築主からクリーンウッド法を取得している建設業者という理由で「木の塀」の見積もり依頼があった。申請直前に事業が終了となったので受注までいかなかったが、想定外であった。弊社から「木の塀」の木材を近隣建設会社が購入した。
・補助金の申請にあたり、登録が考慮(評価)されるケースがあった。

③まだないが、今後に期待
・現状まだメリットは生まれていませんが、工業用事務所の建設がクリーンウッド法に賛同することによりメリットが予想される。
・想定していなかったメリットも享受していません。
・今のところまだありません。

登録前に想定していなかったメリットとしては、「お客様に感心して頂けたこと。」や補助金の申請に間に合わなかったが、近隣の建設会社が木の塀に使う木材が売れたことなどについての記載があった。

Q2-5） 登録木材関連事業者になることのコストに見合ったメリットを得ることができると考えられる状況について、当てはまる全ての番号を選んでください。（複数回答）

どのような状況になれば、(事務負担などの)コストに見合ったメリットを得ることができるかとの問いについては、「3. 木材等の最終消費者(国民)に対して、クリーンウッド法の趣旨が十分に周知をされている。」、「4. クリーンウッド法の認知度が向上し、登録木材関連事業者であることが社会的に評価されるようになる。」及び「5. 合法伐採木材利用と森林保全等の関係を消費者向けに説明できるようになる。」のクリーンウッド法の消費者への認知度が向上していることやそのために法の趣旨を説明できるとする選択肢を選んだ事業者の割合が、それぞれ 26. 3%、65. 8%、36. 8%となっている。また、「2. 川上、川中から合法証明がなされた木材等が十分流通する。」を選択した事業者は 34. 2%となった。

なお、「7. 現状において十分なメリットが得られている。」を選択した事業者はいなかった。

Q2-5 コストに見合ったメリットが得ることができる状況

1. 川中、川下への登録の普及	2. 合法証明木材の十分な流通	3. 消費者への周知	4. 社会的に評価	5. 消費者に説明	6. その他	7. 十分なメリットがある	未回答	事業者数
7	13	10	25	14	1	0	1	38
18. 4%	34. 2%	26. 3%	65. 8%	36. 8%	2. 6%	0. 0%	2. 6%	－

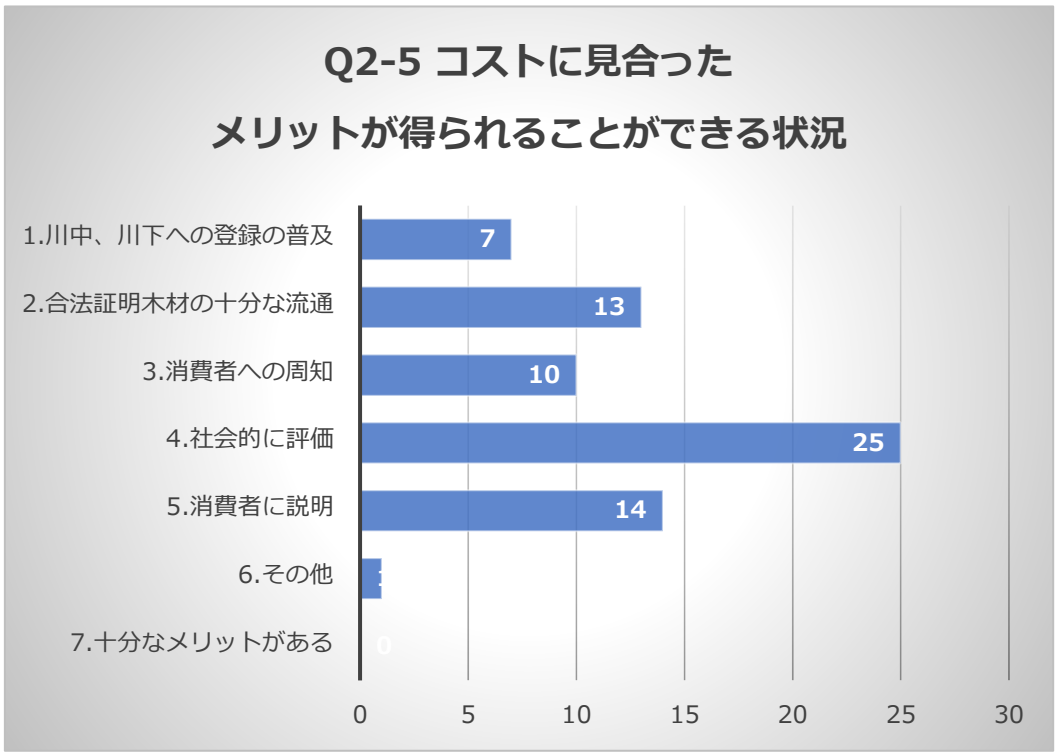

Q2-5 の「6.その他」の記載内容

・補助事業で金銭的なメリットがある。

「6. その他」の記載としては、実利的メリットの記載があった。

次に、主な事業別とコストに見合ったメリットを得ることができる状況との関係を見ると、「1. ハウスメーカー・工務店」は、「4.社会的に評価」、「5. 消費者に説明」、「3.消費者への周知」の順に選択した事業者数が多く、それぞれ 40.0%、73.3%、46.7%となっているのに対し、「4. 木材・建材商社」は、「4.社会的に評価」83.3%の次に「2.合法証明木材の十分な流通」が 66.7%と多くなっている。これは、「1. ハウスメーカー・工務店」は直接最終消費者に接する機会が多いことによるものと考えられ、「4. 木材・建材商社」は、ＢtoＢによる取引によるものと考えられる。

○主な事業別とメリットを得ることができる状況の関係

	1.川中、川下への登録の普及	2. 合法証明木材の十分な流通	3. 消費者への周知	4.社会的に評価	5.消費者に説明	6. その他	未回答	合計
1. ハウスメーカー・工務店	2	3	6	11	7	0	0	15
	13.3%	20.0%	40.0%	73.3%	46.7%	0.0%	0.0%	100.0%
1.ハウスメーカー・工務店等 2.ゼネコン・建設事業 4.木材・建材商社	0	0	0	1	1	0	0	1
	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1.ハウスメーカー・工務店6.不動産・デベロッパー7.その他	0	1	0	0	1	0	0	1
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1.ハウスメーカー・工務店5.建材・設備メーカー	0	0	0	0	1	0	0	1
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
2.ゼネコン・建設事業	2	1	2	3	1	1	1	6
	33.3%	16.7%	33.3%	50.0%	16.7%	16.7%	16.7%	100.0%
4.木材・建材商社	1	4	2	5	1	0	0	6
	16.7%	66.7%	33.3%	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%	100.0%
5.建材・設備メーカー	0	1	0	1	0	0	0	2
	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
7. その他	2	3	0	4	2	0	0	6
	33.3%	50.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
総計	7	13	10	25	14	1	1	38

Q2-6) 上記の回答に補足事項があればご記入ください。

・木材の信頼性が向上し、顧客満足の向上へ貢献しています。
・川上から、合法証明のなされた木材等が十分に流通しないと難しいい。
・クリーンウッド法登録事業者のステイタスが確立されていない。
・合法木材生産者が乾燥、仕上げ、検査、JAS、ヤング係数の表示が大切である。
・もっと、最終消費者にとって金額的なメリットがあれば良いと思う。

前問(Q2-5)への補足事項の記載内容としては、木材に対する顧客の信頼性の向上、登録事業者のステイタスの確立(差別化)、川上での合法証明された木材等の十分な流通が大切としたもの等があった。

Q2-7） 登録木材関連事業者という名称の使用について、当てはまる全ての番号を選んでください。（複数回答）

登録木材関連事業者の名称の使用方法については、「6. その他」を選択した事業者が最も多く 12 事業者(31.6%)となっているものの、続いて「2. 自社のＨＰに掲載している」が 11 事業者(28.9%)、「4. 営業所や展示場等のお客様が訪れる部屋などに掲示している」が 8 事業者(21.1%)、「5. ＰＲ用のリーフレットやパンフレット等に記載している」が 4 事業者(10.5%)となっているが、「1. 社員や役員の名刺に記載している」については 1 社(2.6%)のみであった。

また、「6.その他」の内容については、「自社ブログにて紹介」、「ＨＰに掲載予定」、「社内の CSR サイトに掲載予定　現在更新中」とＨＰ等につながる記載のほか、「木材部関連の納品書類に記入」、「現状記載等していない」、「特になし」との記載もあった。

Q2-7 名称の使用方法

1. 名刺	2. ＨＰ	3. 看板のぼり	4. 部屋に掲示	5. パンフレット	6. その他	未回答	合計
1	11	0	8	4	12	6	38
2.6%	28.9%	0.0%	21.1%	10.5%	31.6%	15.8%	－

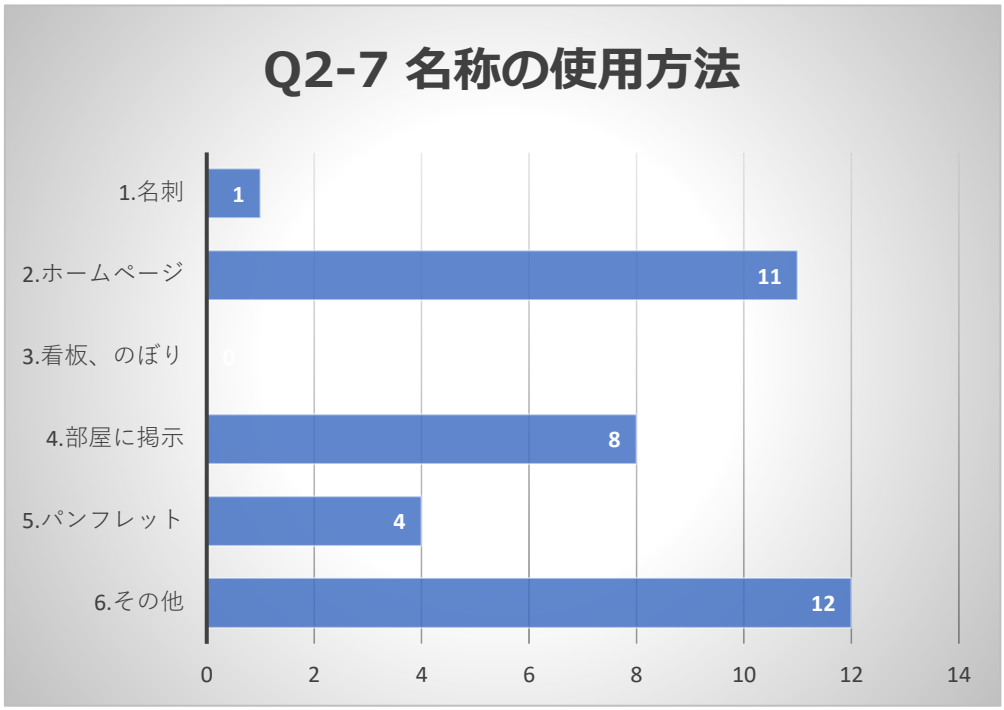

Q2-8） 登録木材関連事業者となったことについて、消費者や取引事業者等からの問い合わせや反応などがあった場合は、その概要を記載してください。

①取引事業者等から
・数社から問い合わせ(利用)があるが、まだまだ認知されていない。
・公共建設に関わるゼネコンなど数社からの、クリーンウッド登録事業者かの確認はありました。
・外構部の木質化支援事業の際に登録状況、補助金額について確認があった。
・「木の塀」補助金関連の消費者や取引業者等からの問い合わせがあるが、一般的な消費者の問い合わせはまだ無い。
・取引事業者からクリーンウッド法に基づく材料対応可能かとの問い合わせがありました。
・外構部の木質化に対する支援事業ということで、デッキ材のご注文に対し助成金等を含め工務店様へＰＲすることができました。

②問い合わせはない
・現在まで、残念ながら問い合わせは１件もない。
・現在、(現場から)事務局への報告がないため、認識していません。

③その他
・川上の製材所等は意識が変わってきていると感じている。
・森林環境と資源の保全及び地域山林事業の活性化を図る。

登録事業者になったことに対する消費者や取引事業者等からの問い合わせや反応については、公共建築や木塀の補助金関連などで、取引事業者からの問い合わせはあったものの、一般の消費者からはないとのことであった。なお、川上の事業者(製材所等)の意識が変わってきていると感じているとの記載もあった。

Q2-9）その他、登録のメリットに関して、ご意見がある場合は記載してください。

①消費者や事業者への周知が不十分
・最終消費者が合法伐採木材を使うこだわりを持たないと、登録木材関連事業者であることを工務店などに求めてくることもないと思う。
・クリーンウッド法の認知度を上げるには、関係機関と連携を強化してほしい。（認知度が低い）
・登録木材関連事業者となって、何をするか、目的は何かが社会的にも、業界にも理解が不十分であると言わざるを得ません。当事業でも、登録木材関連事業者としての認識徹底が進んでいない状況です。事業環境、トップへの働きかけが進み、経営者、業界が認識することが急務です。木造業界は変化を嫌い、変化についていけない業界です。業界として、普及には強力なリーダーシップが必要です。

②制度的な面
・合法木材証明では合法木材登録業者として発行したりするが、クリーンウッド法登録業者は証明を確認しているというスタンスなので、なかなか認知されにくいし、メリットも受けられにくいと思います。
・「合法木材活用推進事業者」等の判りやすい名称や、ロゴマークなどがあるとアピールしやすいと思う。（「クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者」では、積極的に取り組んでいる事業者であることが判らない。）

③その他
・自社の商品に自信が持てる。それにより、営業活動が活発になる。
・合法木材の流通
・今後補助金などが出た場合に登録事業者としてのメリットが出てくるのではないか。

その他登録のメリットに関する意見等としては、自社の商品に自信が持てるので営業活動が活発になったとの具体的なメリットがあった旨の記載があった。

その一方で、最終消費者が合法伐採木材を使うことにこだわりを持たないと登録を工務店に求めない、関係機関との連携によりクリーンウッド法の認知度を上げるべき、社会的にも業界（木造建築）にもクリーンウッド法の目的や取り組むべき内容の周知徹底を図ることが必要との意見があった。

また、団体認定との比較や使用できる名称については「合法木材活用推進事業者」等の判りやすいものにすること、ロゴマークなどがあるとアピールしやすいことなどの提案があった。

３）登録に係る事務負担等について

Q3-1） 申請書作成や体制整備など登録までに事務負担が大きいと感じている項目ついて、当てはまる全ての番号を選び、それぞれの具体的な内容及び改善策があれば記載してください。（複数回答）

登録までの事務負担については、「1. 申請書類の作成」が最も多く、36 の事業者の 6 割近くの 21 事業者（55.3%）が選択した。次に多いのは、「2. 担当者の設置等の体制整備」で 12 事業者（31.6%）となっている。

Q3-1 登録までの事務負担

1. 申請書類	2. 体制整備	3. 責任者の設置	4. 行動規範の設定	5. その他	未回答	合計
21	12	4	2	4	5	38
55.3%	31.6%	10.5%	5.3%	10.5%	13.2%	-

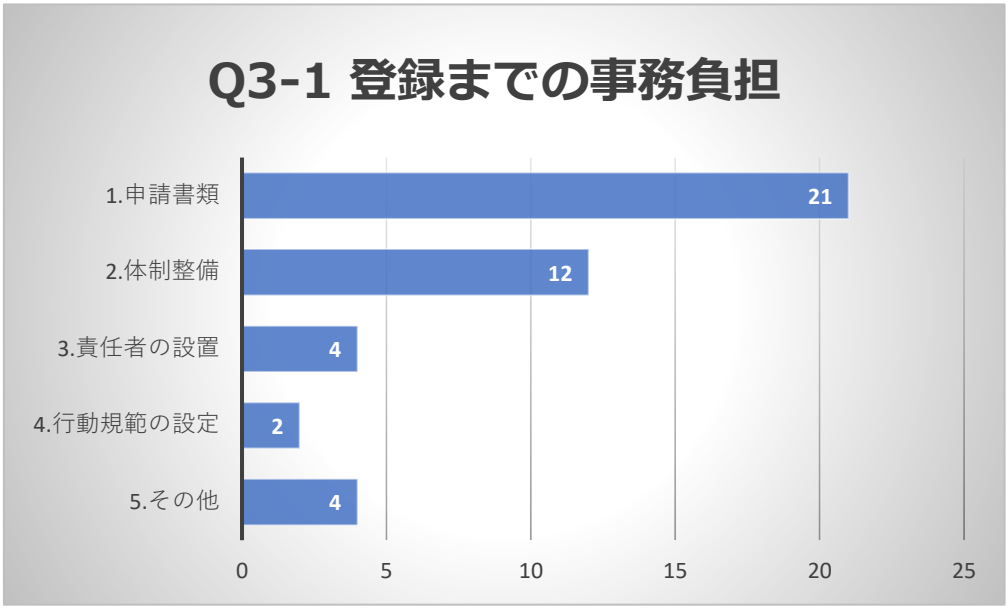

次に、登録までの事務負担と事業規模との関係を見ると、規模に関係なく「1. 申請書類の作成」と「2. 担当者の設置等の体制整備」を選択した事業者は多い。また、傾向として、前者については規模に関係なく多くの事業者が選択しているものの、後者については規模が大きな事業者が比較的多く選択している。

○登録までの事務負担と事業規模との関係

	1.申請書類	2.体制整備	3.責任者の設置	4.行動規範の設定	5.その他	未回答	合計
1千億円～	1	2	1	0	0	1	4
	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	100.0%
100～1千億円	2	2	0	1	0	1	3
	66.7%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	100.0%
50～100億円	4	3	1	0	1		5
	80.0%	60.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	100.0%
10～50億円	5	1	2	0	1	1	8
	62.5%	12.5%	25.0%	0.0%	0.0%	12.5%	100.0%
5～10億円未満	1	0	0	0	0	1	2
	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%
2～5億円未満	4	3	0	0	0	1	8
	50.0%	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	100.0%
1～2億円未満	1	0	0	0	2	0	3
	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%		100.0%
0.5～1億円	1	1	0	1	1	0	3
	33.3%	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%		100.0%
5千万円未満	2	0	0	0	0	0	2
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		100.0%
総計	21	12	4	2	4	5	38

Q3-1)の記載欄の内容

①申請書類
・必要書類の収集や、申請書の作成が分かりづらく時間もかかってしまった。ただ、メール等で相談に乗ってもらえたのでよかった。
・申請書作成時には、公益財団法人日本合板検査会の担当者の方から丁寧に指導して頂けたのでスムーズに作成することができました。申請書類作成の時間はかかりましたがそれほど負担は大きくなかったです。
・事務負担的にはそれほどの負担は感じていないが、初めての申請なので慣れるまでに時間が掛かった。
・適用部材を強制されないため、特に負担に感じる部分はありません。
・申請手続きをもっと簡略化すれば登録事業所が増えるのではないだろうか。

②体制整備
・登録後の体制に関しては、これから検討に入る予定となっております。
・当社事業においてクリーンウッド法の適用対象となるケース(木材等を直接調達するケース)が少ないため、体制整備を含めた業務フローへの落とし込み・社内ルールの定着が難しい。報告ルール等がシンプルで柔軟なものであれば、社内ルールを定着させやすい。

③その他
・業界同様縛りが多々ありますが、基本一本化が望ましいい。器用に活動を行う能力の乏しい業界で、様々なことを要求しても、理解しないまま、たまたま活動しているように、自己満足をしています。根本から、仕組みの改善を検討することが急務です。
・木拾い表の工夫

登録までの事務負担に関しては、申請書類の作成に関して、多少負担があったが登録実施機関の指導等がありそれほどでもなかった旨や（第二種の登録は）登録できる木材を限定できるので負担がなかったとする記載があった。

また、体制整備については、登録後に行うことや木材を直接調達するケースが少ないので難しかったことなどの記載があった。

さらに、合法伐採木材に係る制度の 1 本化に関すると思われる記載等があった。

Q3-2） 登録後において事務負担が大きいと感じている項目について、当てはまる全ての番号を選び、それぞれの具体的な概要及び改善策があれば記載してください。（複数回答）

登録後の事務負担としては、「2. 取引書類の整理、取引の記録、保管」が最も多く 52.6%の 20 事業者が選択し、続いて、まだ経験した事業者が少ない「3. 年度報告」を 14 事業者（36.8%）、「1. 合法性の確認」を 8 事業者（21.1%）が選択した。

なお、「4. その他」には、「実際に負担に感じるのは、まだこれからではないかと思います。」との記載があった。

Q3-2 登録後の事務負担

1. 合法性の確認	2. 取引の記録、書類の保管等	3. 年度報告	4. その他	未回答	合計
8	20	14	2	8	38
21.1%	52.6%	36.8%	5.3%	21.1%	-

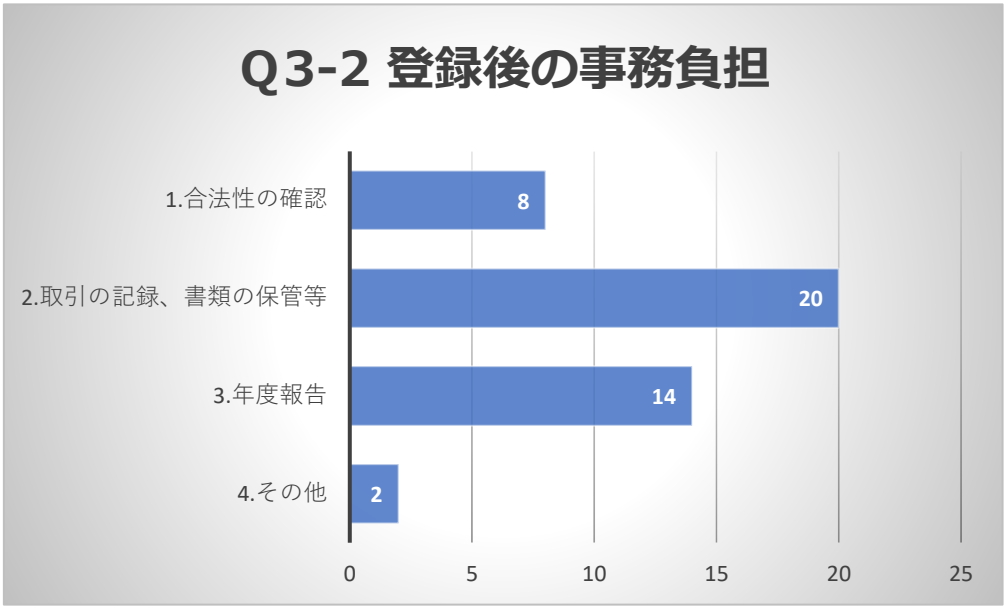

次に登録後の事務負担と事業規模の関係を見ると、「1 千億円～」の事業者の 50%(4 事業者のうち 2 社が回答、残り 2 社は未回答)が「1. 合法性の確認」を選択していること以外は、登録後の事務負担に対する全体の傾向と異なる特徴的な傾向は見られなかった。

○登録後の事務負担と事業規模の関係

	1. 合法性の確認	2. 取引の記録、書類の保管等	3. 年度報告	4. その他	未回答	合計
1 千億円～	2	1	1	0	2	4
	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	50.0%	100.0%
100～1 千億円	0	1	1	0	2	3
	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	66.7%	100.0%
50～100 億円	1	3	2	0	1	5
	20.0%	60.0%	40.0%	0.0%	20.0%	100.0%
10～50 億円	1	4	3	2	1	8
	12.5%	50.0%	37.5%	25.0%	12.5%	100.0%
5～10 億円未満	0	2	0	0	0	2
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
2～5 億円未満	3	4	4	0	1	8
	37.5%	50.0%	50.0%	0.0%	12.5%	100.0%
1～2 億円未満	1	2	2	0	0	3
	33.3%	66.7%	66.7%	0.0%	0.0%	100.0%
0.5～1 億円	0	2	1	0	0	3
	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
5 千万円未満	0	1	0	0	1	2
	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%
総計	8	20	14	2	8	43

Q3-2 の記載欄の内容

①事務負担
・２，３（Q3-1 の選択肢「2.担当者の設置等の体制整備」、「3.責任者の設置」のこと）に関しては人事異動の都度改定が必要。その他取り扱い実績報告(年度報告）については日常業務の負担が増えた。日常業務へ負担のない報告を希望します。
・年度報告の仕方などについて、詳しく教えてほしい。
・取引書類、記録等に関しましては定期的にまとめておく事を心掛けております。
・年度報告が今年初めての為、どの程度の事務負担が発生するのかが気になるところです。

②体制整備
・まだ、体制が整っていないため、今後担当者を含めて決定して参ります。
・弊社のように、許認可関連の事務を行う専門の部署や担当者がいない場合、一営業マンが行う必要があり、ある程度事務負担は発生しますが、致し方ないレベルと認識しています。
・3-1(体制整備の２つ目の意見)と同様。

③書類の保管
・紙ではかなりのスペースを必要とするので、途中の処理はＰＣで行い、年次集計結果を紙で保管するようにしている。

③その他
・規定(内)についての活動です。通常管理ない(内)レベルと思います。
・登録事業者になったばかりなので、まだよくわからない。
・外材では難しい。
・建築物木拾い表に取引明細作成

登録後の事務負担に関する記載としては、年度報告に対する不安や体制整備、保管書類のことなどの記載があった。

Q3-3）登録手数料について、ご意見等がある場合は、その概要を記載ください。

・もう少し安くなれば嬉しいですが、特に不満はないです。
・民間企業としては、定額であればと思う。そのため、監査の簡素化を図っていただきたい。
・登録手数料は、参加する企業を増加させるので、可能な限り格安にし、だれでも参加できるように。

登録手数料に関しては、審査の簡素化や登録企業を増やす観点等から引き下げてはどうかとの提案が若干あった。

Q3-4 建築等に木材の購入先の事業者のうち、合法伐採木材であることを確認できる納品書等の書類の提供を受けることができる木材量の割合について、当てはまる数字を選んでください。

合法性を確認できる木材の割合としては、「8 割以上」が最も多く 19 事業者（50.0%）を占め、続いて「2 割未満」及び「6～8 割」がそれぞれ 5 事業者（13.2%）となった。

Q3-4 合法性を確認できる木材の割合

～2 割未満	2～4 割	4～6 割	6～8 割	8 割以上	未回答	合計
5	2	3	5	19	4	38
13.2%	5.3%	7.9%	13.2%	50.0%	10.5%	100.0%

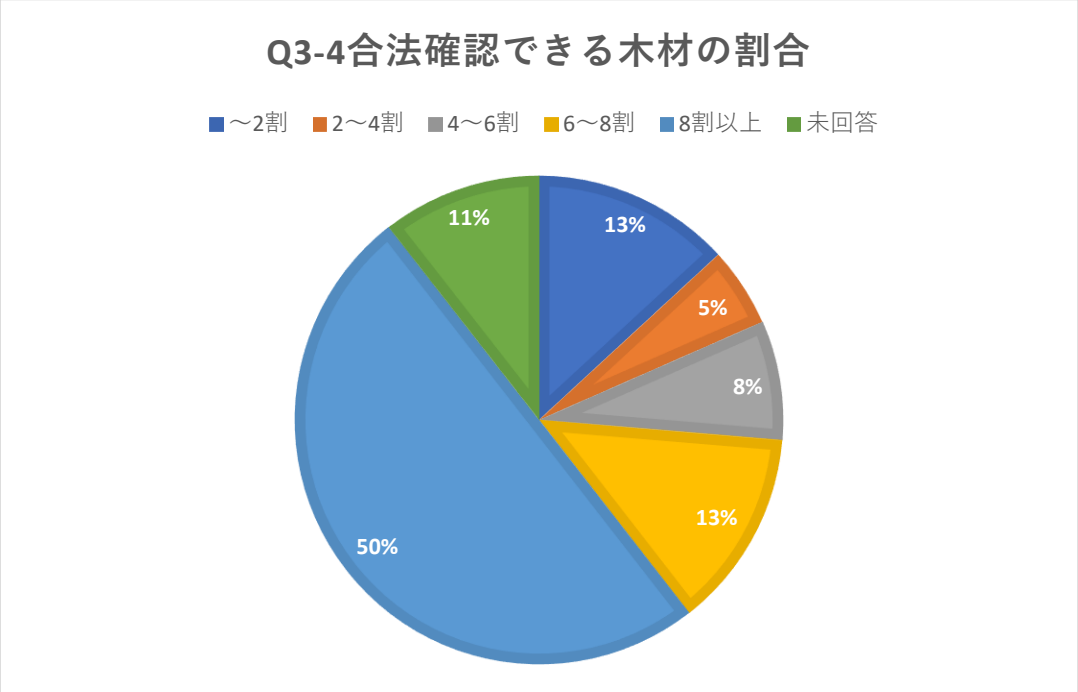

Q3-5 合法伐採木材であることの主な確認根拠について、当てはまる番号を全て選んでください。(複数回答)

合法伐採木材であることの主な確認根拠については、「1. 森林・林業・木材産業関連団体の認定」が 24 事業者(63.2%)となり、続いて、「3. 都道府県の森林・木材の認証等」が 21 事業者(55.3%)、「1. 森林(CoC)認証」が 10 事業者(26.3%)となり、「4. その他」選択した事業者はいなかった。

Q3-5 合法確認の主な根拠

1. 森 林(CoC)認証	2.団体の認定	3.都道府県の認証	4.その他	未回答	合計
10	24	21	0	3	38
26.3%	63.2%	55.3%	0.0%	7.9%	–

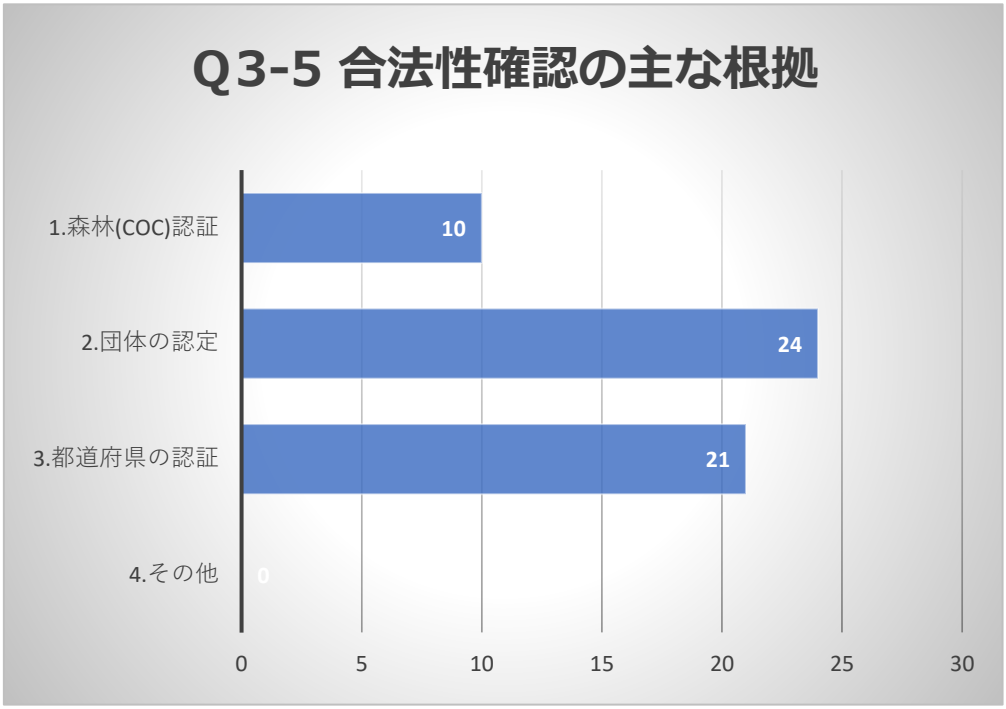

次に、合法確認の主な根拠と確認した木材の割合との関係を見ると、根拠が「1.森林認証」のみの事業者の場合は、「2～4 割」の確認が 1 事業者のみで(100.0%)となっているが、これに加え、根拠として「2.団体認定」や「3. 県認証」を使うにつれて、確認木材の割合が増える傾向にある。これは、取引先のうち、森林(CoC)認証を受けている事業者の数が限られていることによるものと考えられる。

また、「2. 団体認定」のみの場合に関しては、「8 割以上」が 7 事業者(63.6%)になるものの、「2 割未満」が 2 事業者(18.2%)となっている。

さらに、「3. 県認証」のみの場合は、「2～4 割」を除いて、他の割合項目はほぼ同じ割合となっている。

○合法確認の根拠と確認木材との割合との関係

	～2 割	2～4 割	4～6 割	6～8 割	8 割以上	未回答	合計
1.森林認証	0	1	0	0	0	0	1
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1.森林認証,2.団体認定	0	1	0	1	2	0	4
	0.0%	25.0%	0.0%	25.0%	50.0%	0.0%	100.0%
1.森林認証,2.団体認定,3.県認証	0	0	0	0	4	0	4
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
1.森林認証,3.県認証	0	0	0	1	1	0	2
	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%
2.団体認定	2	0	1	1	7	0	11
	18.2%	0.0%	9.1%	9.1%	63.6%	0.0%	100.0%
2.団体認定,3.県認証	1	0	1	0	3	0	5
	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	60.0%	0.0%	100.0%
3.県認証	2	0	1	2	2	1	8
	25.0%	0.0%	12.5%	25.0%	25.0%	12.5%	100.0%
未回答	0	0	0	0	0	3	3
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
総計	5	2	3	5	19	4	38

Q3-6）書類の記録と保管について、合法性を確認した記録を台帳に整理し、納品書との書類をと合わせて5年間保管することとしている。取引が多く書類数が膨大になり、事務が煩雑化することも想定されるが、この点について、工夫していることがあれば、その概要を記載してください。

①パソコンによる電子化等
・ファイリングの工夫、電子化
・ペーパーレス(電子データ保存)
・パソコン内のフォルダーを設置し保管、別途台帳作成
・書類、文書の電子化および電子記録保管管理の実施。
・仕入れ先からの納品書類は電送とし、データ化している。
・途中の確認等PCにて行う。

②書類の保管
・FSC　COC認証の書類と併せて保管している。
・煩雑になるほど今は取引数がない。いずれ増えた場合は、書類保管箱などを増やす予定。
・必要書類の為、しっかり保管・管理するように心がけております。書類数が多くなってしまうのはしょうがないので、年度毎、取引先毎にしっかり分けておくようにしております。
・事業者登録をしてからまだ1年目のため、対策はこれから検討する予定ですが、登録段階である程度発注・納品関係書類の見直しや整理を行い今後の管理がスムーズになるよう準備はしております。

③その他
・建築一棟ごとの木拾い表に記載整理し一棟分の木材使用量､合法木材区分しておく。
・一般木材との区別及び仕入れ時のチェック。
・取扱量が少ないので今のところ問題ありません。今後出てくるかもですが。
まだ登録して間もないため、逆にいろいろな事例を教えていただきたいです。
・まだ実績がない為、ありません。

事務の工夫に関する記載については、パソコンによる電子化により整理・保管すること、紙の書類の見直し、保管場所の確保などにより整理・保管することなどがあった。

なお､建築1棟ごとの木拾い表に合法木材を区分して整理しておくとするところもあった。

（４）その他、クリーンウッド法に関するご意見、ご要望等がありましたら、ご自由に記載願います。（自由意見）

①クリーンウッド法の普及
・一般の方に裾野を広く、普及活動の必要性がある。〈その他〉
・もっと、これから家を建てる最終消費者などにハウスメーカーから周知を徹底した方がよいと思う。〈ハウスメーカー・工務店〉
・工務店レベルでの浸透がかなり薄いと感じます。具体的には、都道府県の森林木材認証制度や民間の認証制度と勘違いされることが多いと感じます。
半面、特に国産材を積極的に使っている工務店などでは、実態ができているのに、クリーンウッド法について曖昧であり、登録制度があることも浸透していないと感じます。〈ハウスメーカー・工務店〉
・一般消費者はともかく、官公庁(特に市町村)の発注者側(営繕、○○課)がクリーンウッドに対して知識、理解がなく、コストファーストである。〈ハウスメーカー・工務店、ゼネコン・建設事業者、木材・建材商社〉
・グループで CoC 認証なども取得しているが、消費者への展開していくには少し時間がかかる。今後は、公共関係に使用される木材や非住宅などの木材に CW 認証やその他認証材が使用される機会が増えてくると思われるので、自社の強みを生かし積極的に PR していきたいと考えている。〈ハウスメーカー・工務店、不動産・デベロッパー〉

②合法伐採木材に係る制度の一元化
・規制等の一元化が望ましいと思います。〈建材・設備メーカー〉
・業界でもクリーンウッド法そのものが理解できていない。全国で統一見解が不可能であるならば、どこかで一本化しないと、かえってグリーン購入法そのものが問われる。〈その他〉
・合法証明制度との一本化(二重)をお願いしたい。〈木材・建材商社〉
・官公庁発注の工事等は、登録事業者で施工、登録事業者の出荷材で等の縛りをつけないとなかなか普及されない。登録事業者のメリットもない。〈ハウスメーカー・工務店、ゼネコン・建設事業者、木材・建材商社〉
・弊社に直接的な導入動機は、入札の加点でありました。現状合法木材登録業者であることで間に合っていますので、根気よくクリーンウッド法登録業者である、メリットを PR していくことしかないと思います。官公庁の調達要件にするなど。〈ゼネコン・建設事業者〉

③登録事務の簡素化

・書類は少なく、わかり易く、現場の負担を減少させる。〈その他〉

④川上での登録の拡大
・第一種木材関連事業を行う事業者で登録木材関連事業者が増えていき、木材関連事業者全体の意識が高まっていかなければならないと感じる。
　基本的には、川上から川下へ広まっていくものだと思います。〈ゼネコン・建設事業者〉

⑤その他
・当社は地域木材市場活性化事業(平成 21 年度第 2 回)に群馬地域住宅グループの代表工務店として木造住宅の企画開発・技術開発に関する事業で採択されております。
　内容としては川上、川中、川下の連携の重要性を課題としたが、当時は木材の生産のばらつき等が多くみられた。
　クリーンウッド法に基づく木材管理、JAS 規格製品の安定供給が可能となれば在来木造住宅及び構造物の木材使用拡大し、建物長耐久性向上させる工夫をすることで安全で環境にすぐれた住まい提供でき炭素貯蔵率を上げ地球温暖化抑制に大きく貢献できる。〈ゼネコン・建設事業者〉
・民間企業としては、さらなる支援事業の拡大を図っていただきたい。〈ゼネコン・建設事業者〉
・補助金制度との関連付けなど、登録事業者のメリット拡大と、そのことの広報により、普及を図っていただきたい。〈ゼネコン・建設事業者〉
・唯一林野庁の補助事業で引合いがあったが、補助事業が認可されなかったため、利を活かす事が出来なかった。現状で消費者向けに CW 登録が利として結果を残せていない。〈ハウスメーカー・工務店、不動産・デベロッパー〉

　自由意見としては、クリーンウッド法について、①最終消費者への普及を図り、また、工務店、官公庁(特に市町村の営繕等)等にも幅広く普及すべき、②合法伐採木材に係る制度を一元化すべき、③登録に係る事務の簡素化等の記載があった。

【参　考】

令和元年１２月２日

クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者(建築・建設関連)への
アンケート調査のお願い

クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者として、日頃から合法伐採木材等の利用の促進に鋭意努めて頂いていますことに感謝申し上げます。

さて、この度、別紙の国土交通省補助事業「令和元年度クリーンウッド法の普及・広報事業」により、クリーンウッド法に基づく事業者登録制度や登録手続きに関する課題、問題点等を洗い出し、本制度の改善点等を取りまとめるために、既に登録を行った建築・建設関連事業者を対象にアンケート調査を行うことになりました。

つきましては、別添アンケート調査票（ワードファイル）にご記入のうえ、令和２年１月１５日（水）までに、返送先あてメール等でご返送願います。ご多用のところ恐れ入りますが、ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、アンケート調査票には、後日、必要に応じ聞き取り調査ができるように貴社名を記入して頂きますが、調査結果を取りまとめる資料には、個別の企業名等が特定される形での取り扱いは致しません。

〈返送先・連絡先〉
公益財団法人　日本住宅・木材技術センター
辻、増村
TEL：03-5653-7662
FAX：03-5653-7582
E-mail：・・・@howtec.or.jp

（別 添）

クリーンウッド法に基づく
登録木材関連事業者(建築・建設関連)へのアンケート調査票

１　貴社の概要

1-1 貴社名をご記入ください。

（　　）

1-2 貴社の主な事業（建築・建設関連）の内容について、当てはまる番号を選んで下さい。

（番号：　　）

1. ハウスメーカー・工務店
2. ゼネコン・建設事業者
3. 設備工事、外構工事等の建設事業者
4. 木材・建材商社
5. 建材・設備メーカー
6. 不動産・デベロッパー
7. その他 （　　）

1-3　貴社の上記事業の事業規模（平成 30 年度売上高（海外事業を除く））について、当てはまる番号を選んで下さい。（番号：　　）

1. 0 円
2. 5000 万円未満
3. 5000 万円以上～1 億円未満
4. 1 億円以上～2 億円未満
5. 2 億円以上～5 億円未満
6. 5 億円以上～10 億円未満
7. 10 億円以上～50 億円未満
8. 50 億円以上～100 億円未満
9. 100 億円以上～1000 億円未満
10. 1000 億円以上

1-4 貴社の建築・建設関連の事業所（本店、支店、営業所、作業所等（海外事業に係るものを除く））数について、当てはまる番号を選んで下さい。

（番号：　　）

1.　1～9　2.　10～29　3.　30～49　4.　50～99　5.　100 以上

1-5　貴社の所属団体について、当てはまる全ての番号を選んで下さい。

（番号：　　）

1.　（一社）住宅生産団体連合会
2.　（一社）プレハブ建築協会
3.　（一社）日本木造住宅産業協会
4.　（一社）日本ツーバイフォー建築協会
5.　（一社）全国住宅産業協会
6.　（一社）輸入住宅産業協会
7.　（一社）リビングアメニティ協会
8.　（一社）全国中小建築工事業団体連合会
9.　（一社）JBN・全国工務店協会
10.　全国建設労働組合総連合
11.　(一社)日本建設業連合会
12.　その他（　　）

２　登録木材関連事業者になることのメリットについて

2-1　事業者登録をした契機、目的について、当てはまる全ての番号を選んでください。

（

号：　　）

1.　合法伐採木材等の利用に努めていることを社会的責任（ＣＳＲ）やＳＤＧｓへの取組の一環として対外的にアピールできるため
2.　合法伐採木材等の利用に努めていることを消費者にアピールし、他社との差別化を図るため
3.　建築主、発注者等の顧客から求められたため。
4.　木材供給事業者等の仕入れ先から求められたため。
5.　登録が国の補助事業の採択要件となっているため
　（補助事業担当省庁等：　　）
6.　その他（　　）

2-2　上記の回答に補足事項があればご記入ください。

2-3　実際に登録をして、登録前に想定していたメリットが得られた場合には、そのメリットについて、上記 2-1 の番号のうちから当てはまる全ての番号とその具体的な内容を記載してください。（番号：　　）

2-4　実際に登録をして、登録前に想定していなかったメリットが得られた場合は、そのメリットについて記載してください。

2-5　登録木材関連事業者になることのコストに見合ったメリットを得ることができると考えられる状況について、当てはまる全ての番号を選んでください。

（番号：　　）

1. 川中、川下の木材関連事業者の登録が普及する。
2. 川上、川中から合法証明のなされた木材等が十分に流通する。
3. 木材等の最終消費者(国民)に対して、クリーンウッド法の趣旨が十分に周知をされている。
4. クリーンウッド法の認知度が向上し、登録木材関連事業者であることが社会的に評価されるようになる。
5. 合法伐採木材利用と森林保全等の関係を消費者向けに説明できるようになる。
6. その他（　　）
7. 現状において十分なメリットが得られている。

2-6　上記の回答に補足事項があればご記入ください。

2-7　登録木材関連事業者という名称の使用について、当てはまる全ての番号を選んでください。（番号：　　）

1. 社員や役員の名刺に記載している。
2. 自社の HP に記載している。
3. 建設現場等の立て看板やのぼりに記載している。
4. 営業所や展示場等のお客様が訪れる部屋などに掲示している。
5. ＰＲ用のリーフレットやパンフレット等に記載している。
6. その他（　　）

2-8　登録木材関連事業者となったことについて、消費者や取引事業者等からの問い合わせや反応などがあった場合は、その概要を記載してください。

2-9　その他、登録のメリットに関して、ご意見がある場合は記載してください。

３　登録木材関連事業者にかかる事務負担等について

3-1　申請書作成や体制整備など登録までに事務負担が大きいと感じている項目ついて、当てはまる全ての番号を選び、それぞれの具体的な内容及び改善策があれば記載してください。（番号：　　）

1. 申請書類の作成
2. 担当者の設置等の体制整備
3. 責任者の設置
4. 行動規範等の設定
5. その他（　　）

3-2　登録後において事務負担が大きいと感じている項目について、当てはまる全ての番号を選び、それぞれの具体的な概要及び改善策があれば記載してください。

（番号：　　）

1. 合法性の確認
2. 取引書類の整理、取引の記録、保管
3. 年度報告の作成
4. その他（　　）

3-3　登録手数料について、ご意見等がある場合は、その概要を記載ください。

3-4　建築等に木材の購入先の事業者のうち、合法伐採木材であることを確認できる納品書等の書類の提供を受けることができる木材量の割合について、当てはまる数字を選んでください。（番号：　　）

1. 2 割未満
2. 2～4 割程度
3. 4～6 割程度
4. 6～8 割程度
5. 8 割以上

3-5　合法伐採木材であることの主な確認根拠について、当てはまる番号を全て選んでください。（番号：　　）

1. 森林（CoC）認証
2. 森林・林業・木材産業関係団体の認定
3. 都道府県の森林・木材の認証等
4. その他　（　　）

3-6　書類の記録と保管について、合法性を確認した記録を台帳に整理し、納品書との書類をと合わせて 5 年間保管することとしている。取引が多く書類数が膨大になり、事務が煩雑化することも想定されるが、この点について、工夫していることがあれば、その概要を記載してください。

４　その他、クリーンウッド法に関するご意見、ご要望等がありましたら、ご自由に記載願います。
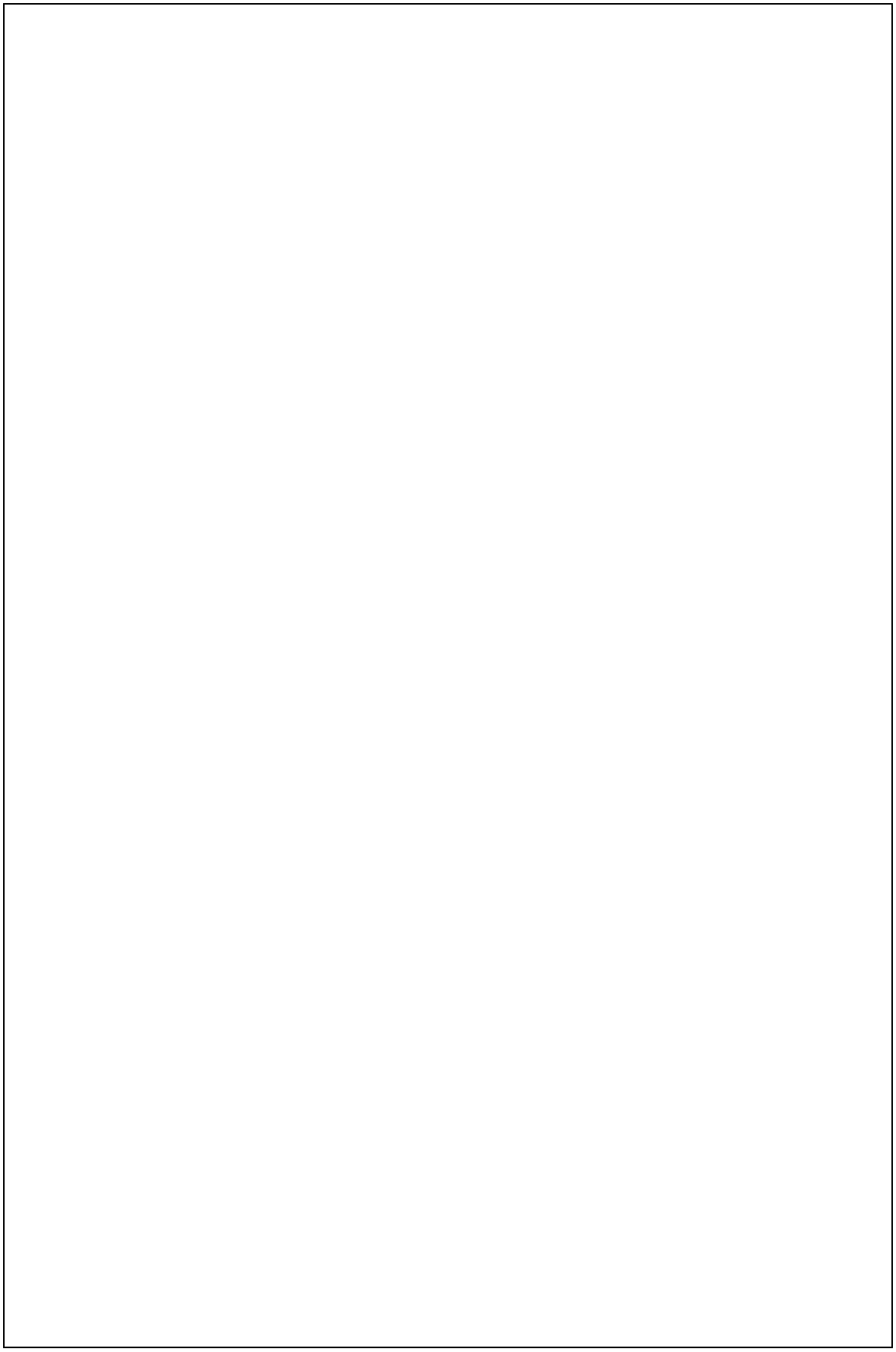
※ご協力ありがとうございました。